

- 参集基準と参集要領 \_\_\_\_\_ ①
- 初動対応行動基準 \_\_\_\_\_ ②
- 市民消防隊運用必携 \_\_\_\_\_ ③
- 震災施設等の現況 \_\_\_\_\_ ④
- 消防団詰所(団本部)  
運営資料の配置 \_\_\_\_\_ ⑤

## ① 参集基準と参集要領

	突　发　的　な　場　合	警戒宣言が発令された場合															
参集の根拠	<p>震度5以上の所等に於ける火災、地震による災害、病院火災等の場合は、消防団長は、消防団員を始め、消防団の構成員が、必ず参集する。</p> <p>(瑞穂消防団が予想する区域は、瑞穂消防団が活動する区域である。瑞穂消防団は、瑞穂地区、瑞穂病院、瑞穂消防署、瑞穂消防団員等が活動する。)</p>	<p>震度5以上の所等に於ける火災、地震による災害、病院火災等の場合は、消防団長は、消防団員を始め、消防団の構成員が、必ず参集する。</p> <p>瑞穂消防団は、瑞穂地区、瑞穂病院、瑞穂消防署、瑞穂消防団員等が活動する。</p>															
参集の時期	参集は、自動的な事前命令とする。震度5の地震を覚知したときは参集する。	消防団長が非常参集命令を行った後、参集する。															
参集の場所	<table border="0"> <tr> <td>消防団長</td> <td>→</td> <td>消防団本部</td> </tr> <tr> <td>消防団本部要員</td> <td>→</td> <td>消防団本部</td> </tr> <tr> <td>市民消防隊員</td> <td>→</td> <td>市民消防隊用可搬式ポンプ場所</td> </tr> <tr> <td>消防隊員</td> <td>→</td> <td>消防隊員定置消防署及び出張所</td> </tr> <tr> <td>消防隊員</td> <td>→</td> <td>消防隊員連絡班担当班員</td> </tr> </table>	消防団長	→	消防団本部	消防団本部要員	→	消防団本部	市民消防隊員	→	市民消防隊用可搬式ポンプ場所	消防隊員	→	消防隊員定置消防署及び出張所	消防隊員	→	消防隊員連絡班担当班員	消防団詰所及び市民消防隊ポンプ保管庫を勘案して団長が決定する。
消防団長	→	消防団本部															
消防団本部要員	→	消防団本部															
市民消防隊員	→	市民消防隊用可搬式ポンプ場所															
消防隊員	→	消防隊員定置消防署及び出張所															
消防隊員	→	消防隊員連絡班担当班員															
参集時の留意事項	<p>① 消防団員は、参集該当の報道に接したことなく参集する。</p> <p>② 参集途上に上るに當つては、報告書の提出をす。</p> <p>③ 参集は、常震地より非地點にて行なう。</p> <p>④ 参集は、常震地より非地點にて行なう。</p>	<p>① 参集は、参集該当の報道に接したことなく参集する。</p> <p>② 参集途上に上るに當つては、報告書の提出をす。</p> <p>③ 参集は、常震地より非地點にて行なう。</p> <p>④ 参集は、常震地より非地點にて行なう。</p>															

## ②初動対応行動基準

## ※ 震度5以上の地震を覚知した場合

	基 準	編 成	備 考
消防団長	名古屋地方気象台発表による震度4以上の地震が発生した場合、消防団長は団本部を設置し、隊長（消防署長）の指揮を受け、所属団員を指揮統括する。		
市民消防隊員	市民消防隊員は、速やかにポンプ保管庫等に参集して、ポンプ等の必要資器材を確保するとともに、保管庫等の倒壊による出動障害を考慮して、ポンプの稼働等必要な措置をとる。	消防ポンプ設置場所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって、ポンプ1機につき指揮者以下数名で編成する。	
消防隊応援班員	消防隊応援班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、署所の残留警備、災害現場への出動等に当たる。	消防署又は出張所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって編成する。	消防隊応援班及び消防隊連絡班の派遣位置 消防署 弥富、中根、御劍、瑞穂 豊岡、高田、汐路、陽明
消防隊連絡班員	消防隊連絡班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、消防隊と所属団本部との連絡活動に当たる。	団員2名。	出張所 堀田、穂波、井戸田
ブロック担当班	ブロック担当班は次の各事項について、自主防災組織、地域住民等に協力を求め災害活動に当たる。 1 火の始末、初期消火等の実施、指導、広報に関する事項。 2 火気使用制限、火災予防指導に関する事項。 3 情報の収集に関する事項。 4 救出、救護に関する事項。 5 避難の指示、指導に関する事項。 6 消防部隊の誘導、応援活動に関する事項。	担当ブロック居住の団員を2名1組として編成する	

## ②初動対応行動基準

## ※ 震度5以上の地震を覚知した場合

	基 準	編 成	備 考
消防団長	名古屋地方気象台発表による震度4以上の地震が発生した場合、消防団長は団本部を設置し、隊長（消防署長）の指揮を受け、所属団員を指揮統括する。		
市民消防隊員	市民消防隊員は、速やかにポンプ保管庫等に参集して、ポンプ等の必要資器材を確保するとともに、保管庫等の倒壊による出動障害を考慮して、ポンプの稼働等必要な措置をとる。	消防ポンプ設置場所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって、ポンプ1機につき指揮者以下数名で編成する。	
消防隊応援班員	消防隊応援班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、署所の残留警備、災害現場への出動等に当たる。	消防署又は出張所の近隣に居住し、常時出動可能な団員をもって編成する。	消防隊応援班及び消防隊連絡班の派遣位置 消防署 弥富、中根、御劍、瑞穂 豊岡、高田、汐路、陽明
消防隊連絡班員	消防隊連絡班員は、発災後、直ちに消防署又は出張所に参集し、署所指揮者の指示に従い、消防隊と所属団本部との連絡活動に当たる。	団員2名。	出張所 堀田、穂波、井戸田
ブロック担当班	ブロック担当班は次の各事項について、自主防災組織、地域住民等に協力を求め災害活動に当たる。 1 火の始末、初期消火等の実施、指導、広報に関する事項。 2 火気使用制限、火災予防指導に関する事項。 3 情報の収集に関する事項。 4 救出、救護に関する事項。 5 避難の指示、指導に関する事項。 6 消防部隊の誘導、応援活動に関する事項。	担当ブロック居住の団員を2名1組として編成する	